

医科点数表の解釈 令和2年4月版

Web追補 No.1 (令和2年7月号)

令和2年7月7日作成

● 以下の通知・事務連絡により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

- 令和2年6月9日 医療課事務連絡
- 令和2年6月18日 保医発0618第2号
- 令和2年6月23日 医療課事務連絡
- 令和2年6月25日 保医発0625第3号 (令和2年6月25日適用)
- 令和2年6月30日 保医発0630第2号 (令和2年7月1日適用)
- 令和2年6月30日 医療課事務連絡

■ 以下の事務連絡が発出されています。『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。

- ・「疑義解釈資料の送付について (その16)」(令和2年6月11日医療課事務連絡)
- ・「疑義解釈資料の送付について (その17)」(令和2年6月12日医療課事務連絡)
- ・「疑義解釈資料の送付について (その18)」(令和2年6月25日医療課事務連絡)
- ・「疑義解釈資料の送付について (その19)」(令和2年6月26日医療課事務連絡)
- ・「疑義解釈資料の送付について (その20)」(令和2年6月30日医療課事務連絡)
- ・「疑義解釈資料の送付について (その21)」(令和2年7月2日医療課事務連絡)

■ 巻末の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する以下の通知・事務連絡が発出されています。関連する通知・事務連絡等については、随時『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースに掲載していきますのでご活用ください。

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その21)」(令和2年6月10日医療課事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その22)」(令和2年6月15日医療課事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その23)」(令和2年6月23日医療課事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて (一部改正)」(令和2年6月25日健感発0625第6号)
- ・「新型コロナウイルス抗原定量検査の取扱いについて」(令和2年6月25日新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

頁	欄	行	変更前	変更後
232	左	上から7行目	同一暦月に血中のバンコマイシンの濃度	血中のバンコマイシンの濃度
232	左	上から9～10行目	1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り	1回に限り
280	左	下から14～13行目	1を算定した日の属する月	1を算定した日の属する月又はその翌月
280	右	下から17～16行目	「1」を算定した日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する。	「1」を算定した日の属する月又はその翌月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する。なお、「1」を算定した日の属する月に「2」を算定しなかった場合に限り、その翌月から起算すること。
410	右	下から27行目	〔次行に追加〕	T R C : Transcription Reverse-transcription Concerted reaction
439	右	下から13行目	蛍光酵素免疫測定法	蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法
439	右	下から7行目	〔次行に追加〕	(令 2. 6.30 保医発 0630 2)
456	右	下から4～3行目	摘要欄に記載すること。 (令 2. 5.13 保医発 0513 1)	摘要欄に記載すること。 上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法 (定量)

頁	欄	行	変更前	変更後		
				によるSARS-CoV-2抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年6月25日健感発0625第5号）の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 図 (令 2. 5. 13 保医発 0513 1) (令 2. 6. 25 保医発 0625 3)		
459	右	下から16～15行目	◇ 抗カルジオリピンβ ₂ グリコプロテインI複合体抗体と本区分「27」の抗カルジオリピン抗体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 図	[削除]		
459			【D014自己抗体検査の「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の3回分を合算した点数（696点）を準用する項目として追加】 ◇ 抗リン脂質抗体検査（抗カルジオリピンIgG/IgM抗体及び抗β ₂ グリコプロテインI IgG/IgM抗体の測定）は、D014自己抗体検査の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して算定する。 ア 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLIA法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン抗体及び抗β ₂ グリコプロテインI抗体の測定を行った場合に、D014自己抗体検査の「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の3回分を合算した点数を準用して一連の治療につき2回に限り算定する。 イ D014自己抗体検査の「25」抗カルジオリピンβ ₂ グリコプロテインI複合体抗体、同区分「27」抗カルジオリピン抗体及び本検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 図 (令 2. 6. 30 保医発 0630 2)			
468	右	下から19行目	分岐DNAプローブ法又はPCR法	分岐DNAプローブ法、PCR法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法		
468	右	下から16行目	[次行に追加]	(令 2. 6. 30 保医発 0630 2)		
587	右	上から25行目	前3か月	前月		
1022	左		【上から16～18行目（068 人工指関節用材料の項）の <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(6) 人工手指関節用材料・その他の人工手指関節用材料・人工手根骨用</td> <td>人工手指関節・PC-6</td> </tr> </table> を削除]		(6) 人工手指関節用材料・その他の人工手指関節用材料・人工手根骨用	人工手指関節・PC-6
(6) 人工手指関節用材料・その他の人工手指関節用材料・人工手根骨用	人工手指関節・PC-6					
1172	—	上から3行目	(令 2. 3. 5 保医発 0305 2)	(令 2. 3. 5 保医発 0305 2) (最終改正；令 2. 6. 18 保医発 0618 2)		
1179	右	下から19行目	歯科外来診療環境体制加算 1	(1) 歯科外来診療環境体制加算 1		
1179	右	下から15行目	[次行に追加]	(2) 当該届出については、届出にあたり実績を要しない。		
1195	右	上から18～19行目	以下この項において「地域医療構想調整会議」という。	以下同じ。		
1204	左	下から8～7行目	看護要員	看護職員		
1204	右	上から12行目	看護要員	看護職員		
1242	左	下から28～24行目	ただし、令和2年3月31日時点で地域包括ケア病棟入院料を届け出ている保険医療機関であって、現に許可病床数が400床以上のものについては、当該時点で現に届け出ている病棟を維持することができる。	ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に定めるとおり、地域包括ケア病棟入院料の届出を行うことができる。 ア 令和2年3月31日時点で地域包括ケア病棟入院料を届け出ている保険医療機関であつて、現に許可病床数が400床以上のものについては、当該時点で現に届け出ている病棟を維持することができる。 イ 地域医療構想調整会議において再編又は統合を行うことについて合意が得られ、許可		

頁	欄	行	変更前	変更後																																														
				<p>病床数400床以上となった病院であって、次のいずれにも該当するものについては、地域包括ケア病棟入院料2又は4に係る届出を行うことができる。なお、届出に当たっては、合意を得た地域医療構想調整会議の概要を書面にまとめたものを提出すること。</p> <p>当該書面は、届出を行う保険医療機関が作成したもので差し支えない。</p> <p>① 許可病床数400床未満の複数の病院が再編又は統合を行う対象病院であること</p> <p>② 再編又は統合を行う対象病院のいずれかが、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っていること</p> <p>③ 地域医療構想調整会議において、再編又は統合後の病院が、地域包括ケア病棟を有する必要があると合意を得ていること</p>																																														
1242	左	下から6行目	〔次行に追加〕	(4) 地域医療構想調整会議において再編又は統合を行うことについて合意が得られ、許可病床数400床以上となった病院が地域包括ケア病棟入院料2又は4の届出を行う場合																																														
1244	右	下から31～30行目	看護要員	看護職員																																														
1244	右	下から17行目	看護要員	看護職員																																														
1246	右	上から27～28行目	看護要員	看護職員																																														
1246	右	下から21行目	看護要員	看護職員																																														
1270	—	〔「A3点滴ライン同時3本以上の管理」の項中																																																
			<table border="1"> <tbody> <tr><td>150224810</td><td>自家採血輸血（1回目）</td></tr> <tr><td>150286210</td><td>自家採血輸血（2回目以降）</td></tr> <tr><td>150224910</td><td>保存血液輸血（1回目）</td></tr> <tr><td>150286310</td><td>保存血液輸血（2回目以降）</td></tr> <tr><td>150327510</td><td>自己血貯血（6歳以上）(液状保存)</td></tr> <tr><td>150327610</td><td>自己血貯血（6歳以上）(凍結保存)</td></tr> <tr><td>150247010</td><td>自己血輸血（6歳以上）(液状保存)</td></tr> <tr><td>150254810</td><td>自己血輸血（6歳以上）(凍結保存)</td></tr> <tr><td>150390610</td><td>希釈式自己血輸血（6歳以上）</td></tr> <tr><td>150225010</td><td>交換輸血</td></tr> <tr><td>150225210</td><td>骨髄内輸血加算（その他）</td></tr> <tr><td>150225110</td><td>骨髄内輸血加算（胸骨）</td></tr> <tr><td>150366370</td><td>血管露出術加算</td></tr> <tr><td>150225310</td><td>血液型加算（ABO式及びRh式）</td></tr> <tr><td>150225410</td><td>不規則抗体加算</td></tr> <tr><td>150247110</td><td>HLA型検査クラス1加算（A、B、C）</td></tr> <tr><td>150278910</td><td>HLA型検査クラス2加算（DR、DQ、DP）</td></tr> <tr><td>150225510</td><td>血液交叉試験加算</td></tr> <tr><td>150225610</td><td>間接クームス検査加算</td></tr> <tr><td>150404970</td><td>コンピュータクロスマッチ加算</td></tr> <tr><td>150366470</td><td>血小板洗浄術加算</td></tr> <tr><td>150225850</td><td>自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料（1回目）</td></tr> <tr><td>150287450</td><td>自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料（2回目以降）</td></tr> </tbody> </table>	150224810	自家採血輸血（1回目）	150286210	自家採血輸血（2回目以降）	150224910	保存血液輸血（1回目）	150286310	保存血液輸血（2回目以降）	150327510	自己血貯血（6歳以上）(液状保存)	150327610	自己血貯血（6歳以上）(凍結保存)	150247010	自己血輸血（6歳以上）(液状保存)	150254810	自己血輸血（6歳以上）(凍結保存)	150390610	希釈式自己血輸血（6歳以上）	150225010	交換輸血	150225210	骨髄内輸血加算（その他）	150225110	骨髄内輸血加算（胸骨）	150366370	血管露出術加算	150225310	血液型加算（ABO式及びRh式）	150225410	不規則抗体加算	150247110	HLA型検査クラス1加算（A、B、C）	150278910	HLA型検査クラス2加算（DR、DQ、DP）	150225510	血液交叉試験加算	150225610	間接クームス検査加算	150404970	コンピュータクロスマッチ加算	150366470	血小板洗浄術加算	150225850	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料（1回目）	150287450	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料（2回目以降）	
150224810	自家採血輸血（1回目）																																																	
150286210	自家採血輸血（2回目以降）																																																	
150224910	保存血液輸血（1回目）																																																	
150286310	保存血液輸血（2回目以降）																																																	
150327510	自己血貯血（6歳以上）(液状保存)																																																	
150327610	自己血貯血（6歳以上）(凍結保存)																																																	
150247010	自己血輸血（6歳以上）(液状保存)																																																	
150254810	自己血輸血（6歳以上）(凍結保存)																																																	
150390610	希釈式自己血輸血（6歳以上）																																																	
150225010	交換輸血																																																	
150225210	骨髄内輸血加算（その他）																																																	
150225110	骨髄内輸血加算（胸骨）																																																	
150366370	血管露出術加算																																																	
150225310	血液型加算（ABO式及びRh式）																																																	
150225410	不規則抗体加算																																																	
150247110	HLA型検査クラス1加算（A、B、C）																																																	
150278910	HLA型検査クラス2加算（DR、DQ、DP）																																																	
150225510	血液交叉試験加算																																																	
150225610	間接クームス検査加算																																																	
150404970	コンピュータクロスマッチ加算																																																	
150366470	血小板洗浄術加算																																																	
150225850	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料（1回目）																																																	
150287450	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料（2回目以降）																																																	
			を「A6輸血や血液製剤の管理」の項に移動〕																																															
1350	—	〔「様式13の3」の〔記載上の注意〕の「4」の「サ」についての記載中「看護要員」を「看護要員（1）、2）又は4）又は看護職員（3）又は5）」に改める。〕																																																
1450	左	下から22～20行目	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）																																														

頁	欄	行	変更前	変更後																																																																																																							
1529	右	下から23~21行目	(5) 所定の研修を修了した常勤の循環器内科又は小児循環器内科及び心臓血管外科の医師がそれぞれ2名以上配置されていること。	(5) 常勤の循環器内科又は小児循環器内科及び心臓血管外科の医師がそれぞれ2名以上配置されており、そのうち2名以上は、所定の研修を修了していること。																																																																																																							
1629	—		【「様式65の4の2」を本追補末尾のように訂正】																																																																																																								
附10	右		【「問16」のQ&Aを削除】																																																																																																								
附31	—		【「別表1」の表を次のように訂正（訂正部分を赤字で表示しています）】																																																																																																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">A 300救命救急入院料</td> <td rowspan="3">救命救急入院料 1</td> <td>イ 3日以内の期間</td> <td>20,446点</td> </tr> <tr> <td>ロ 4日以上7日以内の期間</td> <td>18,500点</td> </tr> <tr> <td>ハ 8日以上14日以内の期間</td> <td>15,794点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">救命救急入院料 2</td> <td>イ 3日以内の期間</td> <td>23,604点</td> </tr> <tr> <td>ロ 4日以上7日以内の期間</td> <td>21,372点</td> </tr> <tr> <td>ハ 8日以上14日以内の期間</td> <td>18,742点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">救命救急入院料 3 イ 救命救急入院料</td> <td>(1) 3日以内の期間</td> <td>20,446点</td> </tr> <tr> <td>(2) 4日以上7日以内の期間</td> <td>18,500点</td> </tr> <tr> <td>(3) 8日以上14日以内の期間</td> <td>15,794点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</td> <td>(1) 3日以内の期間</td> <td>20,446点</td> </tr> <tr> <td>(2) 4日以上7日以内の期間</td> <td>18,500点</td> </tr> <tr> <td>(3) 8日以上60日以内の期間</td> <td>16,636点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">救命救急入院料 4 イ 救命救急入院料</td> <td>(1) 3日以内の期間</td> <td>23,604点</td> </tr> <tr> <td>(2) 4日以上7日以内の期間</td> <td>21,372点</td> </tr> <tr> <td>(3) 8日以上14日以内の期間</td> <td>18,742点</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</td> <td>(1) 3日以内の期間</td> <td>23,604点</td> </tr> <tr> <td>(2) 4日以上7日以内の期間</td> <td>21,372点</td> </tr> <tr> <td>(3) 8日以上14日以内の期間</td> <td>18,742点</td> </tr> <tr> <td>(4) 15日以上60日以内の期間</td> <td>16,636点</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">A 301特定集中治療室管理料</td> <td rowspan="2">特定集中治療室管理料 1</td> <td>イ 7日以内の期間</td> <td>28,422点</td> </tr> <tr> <td>ロ 8日以上14日以内の期間</td> <td>25,266点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定集中治療室管理料 2 イ 特定集中治療室管理料</td> <td>(1) 7日以内の期間</td> <td>28,422点</td> </tr> <tr> <td>(2) 8日以上14日以内の期間</td> <td>25,266点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</td> <td>(1) 7日以内の期間</td> <td>28,422点</td> </tr> <tr> <td>(2) 8日以上60日以内の期間</td> <td>25,666点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定集中治療室管理料 3</td> <td>イ 7日以内の期間</td> <td>19,394点</td> </tr> <tr> <td>ロ 8日以上14日以内の期間</td> <td>16,236点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定集中治療室管理料 4 イ 特定集中治療室管理料</td> <td>(1) 7日以内の期間</td> <td>19,394点</td> </tr> <tr> <td>(2) 8日以上14日以内の期間</td> <td>16,236点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</td> <td>(1) 7日以内の期間</td> <td>19,394点</td> </tr> <tr> <td>(2) 8日以上60日以内の期間</td> <td>16,636点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A 301-2ハイケアユニット入院医療管理料</td> <td>ハイケアユニット入院医療管理料 1</td> <td>13,710点</td> </tr> <tr> <td>ハイケアユニット入院医療管理料 2</td> <td>8,448点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A 301-3脳卒中ケアユニット入院医療管理料</td> <td>12,026点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A 301-4小児特定集中治療室管理料</td> <td>7日以内の期間 32,634点 8日以上14日以内の期間 28,422点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A 302新生児特定集中治療室管理料</td> <td>新生児特定集中治療室管理料 1</td> <td>21,078点</td> </tr> <tr> <td>新生児特定集中治療室管理料 2</td> <td>16,868点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A 303総合周産期特定集中治療室管理料</td> <td>母体・胎児集中治療室管理料</td> <td>14,762点</td> </tr> <tr> <td>新生児集中治療室管理料</td> <td>21,078点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A 303-2新生児治療回復室入院医療管理料</td> <td>11,394点</td> </tr> </tbody> </table>		項 目		点数	A 300救命救急入院料	救命救急入院料 1	イ 3日以内の期間	20,446点	ロ 4日以上7日以内の期間	18,500点	ハ 8日以上14日以内の期間	15,794点	救命救急入院料 2	イ 3日以内の期間	23,604点	ロ 4日以上7日以内の期間	21,372点	ハ 8日以上14日以内の期間	18,742点	救命救急入院料 3 イ 救命救急入院料	(1) 3日以内の期間	20,446点	(2) 4日以上7日以内の期間	18,500点	(3) 8日以上14日以内の期間	15,794点	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 3日以内の期間	20,446点	(2) 4日以上7日以内の期間	18,500点	(3) 8日以上60日以内の期間	16,636点	救命救急入院料 4 イ 救命救急入院料	(1) 3日以内の期間	23,604点	(2) 4日以上7日以内の期間	21,372点	(3) 8日以上14日以内の期間	18,742点	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 3日以内の期間	23,604点	(2) 4日以上7日以内の期間	21,372点	(3) 8日以上14日以内の期間	18,742点	(4) 15日以上60日以内の期間	16,636点	A 301特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 1	イ 7日以内の期間	28,422点	ロ 8日以上14日以内の期間	25,266点	特定集中治療室管理料 2 イ 特定集中治療室管理料	(1) 7日以内の期間	28,422点	(2) 8日以上14日以内の期間	25,266点	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 7日以内の期間	28,422点	(2) 8日以上60日以内の期間	25,666点	特定集中治療室管理料 3	イ 7日以内の期間	19,394点	ロ 8日以上14日以内の期間	16,236点	特定集中治療室管理料 4 イ 特定集中治療室管理料	(1) 7日以内の期間	19,394点	(2) 8日以上14日以内の期間	16,236点	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 7日以内の期間	19,394点	(2) 8日以上60日以内の期間	16,636点	A 301-2ハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 1	13,710点	ハイケアユニット入院医療管理料 2	8,448点	A 301-3脳卒中ケアユニット入院医療管理料		12,026点	A 301-4小児特定集中治療室管理料		7日以内の期間 32,634点 8日以上14日以内の期間 28,422点	A 302新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 1	21,078点	新生児特定集中治療室管理料 2	16,868点	A 303総合周産期特定集中治療室管理料	母体・胎児集中治療室管理料	14,762点	新生児集中治療室管理料	21,078点	A 303-2新生児治療回復室入院医療管理料		11,394点
項 目		点数																																																																																																									
A 300救命救急入院料	救命救急入院料 1	イ 3日以内の期間	20,446点																																																																																																								
		ロ 4日以上7日以内の期間	18,500点																																																																																																								
		ハ 8日以上14日以内の期間	15,794点																																																																																																								
	救命救急入院料 2	イ 3日以内の期間	23,604点																																																																																																								
		ロ 4日以上7日以内の期間	21,372点																																																																																																								
		ハ 8日以上14日以内の期間	18,742点																																																																																																								
	救命救急入院料 3 イ 救命救急入院料	(1) 3日以内の期間	20,446点																																																																																																								
		(2) 4日以上7日以内の期間	18,500点																																																																																																								
		(3) 8日以上14日以内の期間	15,794点																																																																																																								
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 3日以内の期間	20,446点																																																																																																								
		(2) 4日以上7日以内の期間	18,500点																																																																																																								
		(3) 8日以上60日以内の期間	16,636点																																																																																																								
救命救急入院料 4 イ 救命救急入院料	(1) 3日以内の期間	23,604点																																																																																																									
	(2) 4日以上7日以内の期間	21,372点																																																																																																									
	(3) 8日以上14日以内の期間	18,742点																																																																																																									
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 3日以内の期間	23,604点																																																																																																									
	(2) 4日以上7日以内の期間	21,372点																																																																																																									
	(3) 8日以上14日以内の期間	18,742点																																																																																																									
	(4) 15日以上60日以内の期間	16,636点																																																																																																									
A 301特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 1	イ 7日以内の期間	28,422点																																																																																																								
		ロ 8日以上14日以内の期間	25,266点																																																																																																								
	特定集中治療室管理料 2 イ 特定集中治療室管理料	(1) 7日以内の期間	28,422点																																																																																																								
		(2) 8日以上14日以内の期間	25,266点																																																																																																								
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 7日以内の期間	28,422点																																																																																																								
		(2) 8日以上60日以内の期間	25,666点																																																																																																								
特定集中治療室管理料 3	イ 7日以内の期間	19,394点																																																																																																									
	ロ 8日以上14日以内の期間	16,236点																																																																																																									
特定集中治療室管理料 4 イ 特定集中治療室管理料	(1) 7日以内の期間	19,394点																																																																																																									
	(2) 8日以上14日以内の期間	16,236点																																																																																																									
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 7日以内の期間	19,394点																																																																																																									
	(2) 8日以上60日以内の期間	16,636点																																																																																																									
A 301-2ハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 1	13,710点																																																																																																									
	ハイケアユニット入院医療管理料 2	8,448点																																																																																																									
A 301-3脳卒中ケアユニット入院医療管理料		12,026点																																																																																																									
A 301-4小児特定集中治療室管理料		7日以内の期間 32,634点 8日以上14日以内の期間 28,422点																																																																																																									
A 302新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 1	21,078点																																																																																																									
	新生児特定集中治療室管理料 2	16,868点																																																																																																									
A 303総合周産期特定集中治療室管理料	母体・胎児集中治療室管理料	14,762点																																																																																																									
	新生児集中治療室管理料	21,078点																																																																																																									
A 303-2新生児治療回復室入院医療管理料		11,394点																																																																																																									
附31	—		【「別表2」の表を次のように訂正（訂正部分を赤字で表示しています）】																																																																																																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>点数</th> <th>参考：施設基準において求める看護配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A 300救命救急入院料</td> <td>救命救急入院料 1</td> <td>500点</td> <td>4対1</td> </tr> <tr> <td>救命救急入院料 2</td> <td>1,000点</td> <td>2対1</td> </tr> <tr> <td>救命救急入院料 3 イ 救命救急入院料 ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</td> <td>500点</td> <td>4対1</td> </tr> <tr> <td>救命救急入院料 4 イ 救命救急入院料 ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</td> <td>1,000点</td> <td>2対1</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	点数	参考：施設基準において求める看護配置	A 300救命救急入院料	救命救急入院料 1	500点	4対1	救命救急入院料 2	1,000点	2対1	救命救急入院料 3 イ 救命救急入院料 ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	500点	4対1	救命救急入院料 4 イ 救命救急入院料 ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	1,000点	2対1																																																																																							
項 目	点数	参考：施設基準において求める看護配置																																																																																																									
A 300救命救急入院料	救命救急入院料 1	500点	4対1																																																																																																								
	救命救急入院料 2	1,000点	2対1																																																																																																								
	救命救急入院料 3 イ 救命救急入院料 ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	500点	4対1																																																																																																								
	救命救急入院料 4 イ 救命救急入院料 ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	1,000点	2対1																																																																																																								

頁	欄	行	変更前	変更後	
		A301特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 1	1,000点	2対1
			特定集中治療室管理料 2	1,000点	2対1
			イ 特定集中治療室管理料		
			ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
		特定集中治療室管理料 3	1,000点	2対1	
		特定集中治療室管理料 4	1,000点	2対1	
イ 特定集中治療室管理料					
			ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
		A301-2ハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 1	500点	4対1
			ハイケアユニット入院医療管理料 2	500点	5対1

附38 ー 【「別表」を次のように訂正（訂正部分を赤字で表示しています）】

項 目			点数
A300救命救急入院料	救命救急入院料 1	イ 3日以内の期間	30,669点
		ロ 4日以上7日以内の期間	27,750点
		ハ 8日以上14日以内の期間	23,691点
	救命救急入院料 2	イ 3日以内の期間	35,406点
		ロ 4日以上7日以内の期間	32,058点
		ハ 8日以上14日以内の期間	28,113点
	救命救急入院料 3 イ 救命救急入院料	(1) 3日以内の期間	30,669点
		(2) 4日以上7日以内の期間	27,750点
		(3) 8日以上14日以内の期間	23,691点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 3日以内の期間	30,669点
		(2) 4日以上7日以内の期間	27,750点
		(3) 8日以上60日以内の期間	24,954点
	救命救急入院料 4 イ 救命救急入院料	(1) 3日以内の期間	35,406点
		(2) 4日以上7日以内の期間	32,058点
		(3) 8日以上14日以内の期間	28,113点
		ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 3日以内の期間
(2) 4日以上7日以内の期間			32,058点
(3) 8日以上14日以内の期間			28,113点
(4) 15日以上60日以内の期間			24,954点
A301特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 1	イ 7日以内の期間	42,633点
		ロ 8日以上14日以内の期間	37,899点
	特定集中治療室管理料 2 イ 特定集中治療室管理料	(1) 7日以内の期間	42,633点
		(2) 8日以上14日以内の期間	37,899点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 7日以内の期間	42,633点
		(2) 8日以上60日以内の期間	38,499点
特定集中治療室管理料 3	イ 7日以内の期間	29,091点	
	ロ 8日以上14日以内の期間	24,354点	
特定集中治療室管理料 4 イ 特定集中治療室管理料	(1) 7日以内の期間	29,091点	
	(2) 8日以上14日以内の期間	24,354点	
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 7日以内の期間	29,091点	
	(2) 8日以上60日以内の期間	24,954点	
A301-2ハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 1	20,565点	
	ハイケアユニット入院医療管理料 2	12,672点	
A301-3脳卒中ケアユニット入院医療管理料			18,039点
A301-4小児特定集中治療室管理料	7日以内の期間		48,951点
	8日以上の期間		42,633点
A302新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 1		31,617点
	新生児特定集中治療室管理料 2		25,302点
A303総合周産期特定集中治療室管理料	母体・胎児集中治療室管理料		22,143点
	新生児集中治療室管理料		31,617点
A303-2新生児治療回復室入院医療管理料			17,091点

附49	左	下から4～3行目	指定感染症医療機関等	感染症指定医療機関等
附49	右	上から5～6行目	指定感染症医療機関等	感染症指定医療機関等
附49	右	上から14～15行目	指定感染症医療機関等	感染症指定医療機関等

様式 65 の 4 の 2

腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出種別		
・ 新規届出 (実績期間 年 月 ~ 年 月)		
・ 再度の届出 (実績期間 年 月 ~ 年 月)		
<u>2-1</u> 標榜診療科 (施設基準に係る標榜科名を記入すること。)		
3-2 以下の手術について、術者として、合わせて 20 例以上の経験を有する常勤の泌尿器科の医師の氏名等 (2 名以上)		
ア 腹腔鏡下リンパ節群郭清術 (骨盤)	イ 腹腔鏡下リンパ節群郭清術 (後腹膜)	
ウ 腹腔鏡下後腹膜腫瘍摘出術	エ 腹腔鏡下腎摘出術	
オ 腔鏡下副腎摘出術	カ 腹腔鏡下腎 (尿管) 悪性腫瘍手術	
キ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術		
常勤医師の氏名	勤務時間	2 に示す手術の経験症例数
	時間	例
	時間	例
	時間	例
<u>4-3</u> 当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として 10 例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師の氏名等 (1 名以上)		
常勤医師の氏名	勤務時間	当該手術の経験症例数
	時間	例
	時間	例
5-4 当該保険医療機関における当該手術の年間実施症例数 _____ 例		

[記載上の注意]

~~1 「1」は、特掲診療料施設基準通知第 2 の 4 の (3) に定めるところによるものであること。~~

1-2 「2-3」及び「3-4」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間 (休憩時間を除く労働時間) を記載すること。

2-3 「2-3」から「4-5」については、当該手術症例一覧 (実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名) を別添 2 の様式 52 により添付すること。

3-4 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。